

第3回全港湾政策推進議員懇談会総会

開催日時： 2024年3月22日（金） 08:00～

開催場所：衆議院第2議員会館

（1階 多目的会議室）



全日本港湾労働組合

All Japan Dockworker's Union (JDU)

【次 第】

1. 開会（進行） 勝部議連事務局長
2. 議連会長挨拶 近藤議連会長
3. 全港湾挨拶 鈴木委員長
4. 出席者（新加入議員紹介）
加入 打越さく良（立憲民主党・参議院議員）
5. 議 題 「全港湾における政策課題要請」（各5分程度）
 - (1) 反戦・平和 松永書記長
 - * 特定重要拠点空港・港湾の指定
 - * 沖縄（石垣港）におけるミサイル駆逐艦（米軍）
 - (2) GX推進法における「公正な移行」 橋崎副委員長
 - * 北海道砂川火力発電所廃止における雇用問題 川村中執
 - (3) 港湾事業法における港湾倉庫のエリア問題 法本中執
 - (4) 能登震災に関する要請 鈴木（龍）副委員長
 - (5) 意見交換
6. 閉 会（議連三役）

全港灣 政策推進議員懇談会役員構成 (案)

顧問	玉木 雄一郎 (国民民主党・衆)
	福山 哲郎 (立憲民主党・参)
	福島 みずほ (社会民主党・参)
会長	近藤 昭一 (立憲民主党・衆)
副会長	小川 淳也 (立憲民主党・衆)
幹事長	城井 崇 (立憲民主党・衆)
事務局長	勝部 賢志 (立憲民主党・参)
幹事	寺田 学 (立憲民主党・衆)
	寺田 静 (無所属・参)
	浅野 哲 (国民民主党・衆)
	近藤 和也 (立憲民主党・衆)
	湯原 俊二 (立憲民主党・衆)
	永江 孝子 (無所属・参)
	白石 洋一 (立憲民主党・衆)
	吉川 元 (立憲民主党・衆)
	野田 国義 (立憲民主党・参)
	西村 智奈美 (立憲民主党・衆)
	辻元 清美 (立憲民主党・参)
	森屋 隆 (立憲民主党・参)
	大椿 裕子 (社会民主党・参)
加入議員	打越 さく良 (立憲民主党・参)

全日本港湾労働組合役員出席者名簿

役 職	氏 名	出 身 地 方
中央執行委員長	鈴木 誠一	関東地方横浜支部
副中央執行委員長 議員懇談会担当	鈴木 龍一	日本海地方新潟支部
副中央執行委員長	畠山 昌悦	関西地方阪神支部
”	橋崎 正伸	四国地方香川県支部
書 記 長	松永 英樹	九州地方関門支部
中央執行委員	川村 俊	北海道地方釧路支部
”	新妻 秀樹	東北地方小名浜支部
”	二本柳英樹	東北地方八戸支部
”	面谷 真奈樹	日本海地方境港支部
”	佐藤 正巳	日本海地方新潟支部
”	古田 将也	関東地方東京支部
”	内田 剛	東海地方清水支部
”	河野 照宜	関西地方阪神支部
”	樋口 万浩	関西地方大阪支部
”	元木 啓次	四国地方徳島県支部
”	山中 直樹	九州地方博多支部
”	諸見 力	沖縄地方本部
オブ	大野 康裕	東海地方四日市支部
オブ	西脇 敬	東海地方名古屋支部
オブ	法本 健吾	九州地方関門支部

全港湾「政策推進議員懇談会」運営要綱

第1条 名称

この団体は、全港湾政策推進議員懇談会（以下「議員懇」という）と称し、事務所は全港湾（または議員懇事務局長・議員会館）内におく。

第2条 目的

全日本港湾労働組合（以下、全港湾という）と「議員懇」に参加する議員とは、相互連帯を強化し「安全・安心・安定した港湾運送産業並びに交通運輸産業（トラック・バス・タクシー）」の確立に向けた政策の実現と、魅力ある港湾労働の確立と産業の前進と健全な発展に向けた取り組みを行う。

第3条 構成

「議員懇」は、各地方・支部の組織内・準組織内議員および、推薦する衆・参両院の国会議員で構成する。

第1項「議員懇」に新加入をする議員の組織手順

- (1) 中央執行委員会で推薦（全国比例等）決定した議員については、常任中央執行委員会で加入決定を確認する。
- (2) 地方執行委員会で推薦決定した議員については、中央執行委員会若しくは、常任中央執行委員会にて随時追認する。

第4条 活動

政策・制度要求実現に向けた要請・請願行動や意見交換などを行い、その実現をめざし活動を行う。

執行委員会・各対策会議などとの定期交流（学習会）などを行う。

第5条 総会

総会は年1回開催し、「議員懇」の方針の決定と役員を選出する。なお、総会は原則全員出席とし出席できない場合は、代理出席を認める。

第6条 幹事会

幹事会は年2回程度開催し、総会及び全港湾の運動方針にもとづき活動を行う。

第7条 役員

1. 「議員懇」に次の役員をおく。
会長1名 副会長若干名 幹事長1名、事務局長1名、事務局次長若干名、幹事若干名
2. 事務局は全港湾中央本部が担当する。
3. 役員は総会で選出し、任期は1年とし再選を妨げない。
4. 必要に応じて顧問を置くことができる。

第8条 会計

運営に関する経費は、原則として全港湾が負担する。

制定 2022年 6月3日
改定 2023年 5月25日

全港湾政策推進議員懇談会結成総会
第2回全港湾政策推進議員懇談会